

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

びじっと・離婚と子ども問題支援センター代表理事 古市理奈です。

新型コロナウイルスの再流行を受け、緊急事態宣言が飲食の場に重点をおいて再発令されるとの報道がされております。この状況を勘案し、びじっとでは理事で協議を行い、1/9からの付添い型及び受渡し型支援を行わない方針となりましたので、お知らせします。

大変残念ではございますが、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

中断期間

- ・1/9～東京都及び神奈川県緊急事態宣言解除後
- ・緊急事態宣言が発令されなかった場合には、1/16の週の支援方針について、再度お知らせします。

中断業務

- ・付添い型支援
- ・受渡し型支援

継続支援業務

- ・連絡調整型支援
- ・付添い型オンライン支援
- ・情報連絡調整
- ・zoomによる傾聴

連絡調整支援業務を利用して面会をされるかどうかは、当事者であるお父さんお母さんでご判断ください。お父さんお母さんで方針の合意が難しい場合には、子どもの安全確保と体調管理の責任者である監護親のご意見の尊重をお願いします。なお、緊急事態宣言が発令されない見込みである一都三県以外での付添い型・受渡し型支援についても、支援は中断と致します。

（支援型の変更について）

現在、付添い型をご利用の皆様で、連絡調整型支援または付添い型オンライン支援に変更をご希望の皆様は、タイトルを「支援型変更希望」とした上でびじっと事務局（visit.contact.japan@gmail.com）までご連絡ください。

既に付添い型オンライン支援利用経験があるチームのみなさまは、事務局宛のメールは不要ですので、調整担当にオンライン支援希望の旨お伝えください。

この連絡は一往復に限ります。びじっとは、原則、他方当事者に対して説得・交渉はできませんので、一往復で双方の合意ができない場合は、代理人間或いは当事者間でお話しください。

また、支援型変更のご希望に合意されない場合の理由の開示は行っておりません。

以上の決定につきまして、ご意見ご要望等ございましたら、下記アドレスまでご連絡ください。

visit.contact.japan@gmail.com

みなさま、くれぐれもお体にお気をつけください。

古市理奈